

普通鋼々材—鐵鋼連合會調、能力はSCAP指示の算定方法による。

(一時間能力)×(六〇〇〇時間)÷(年能力)、歴延設備稼働可能々力を示す。

F項は二二年七月現在を示す。

鉄—鐵鋼連合會調、熔鑄爐公稱能力、能力はSCAP指示の算定方法による。(日産公稱能力)×(三一〇日)÷(年能力)

F項は普通鋼々材の項に同じ。

特殊鋼—鐵鋼連合會調、すべて普通鋼々材の各項に同じ。

—鑛山局鑛業課調、電解設備能力を示す。

—鑛山局鑛業課調、精鍊設備能力を示す。

鉛—鉛—"

錫—錫—"

金—金—"

銀—銀—"

水銀—水銀—"

アルミニウム—鑛山局鑛政課調、地金、設備能力

アルミナ—設備能力

マグネシウム—"

工作機械—機械局機政課調、稼働能力、ABC各項は夫々年度末能力E項は二二月末現在F項は

廢業工場的能力を除く。

軸—機械局機政課調、設備能力

眞空管—機械局電氣機械課調、受信用眞空管のみの設備能力を示す。

自動車—機械局自動車課調、設備能力、部分品製造能力も完成車に換算して含む。

自轉車—"

硫安—化學局化政課調査調、"Changes in production capacity of heavy chemical products after 1940" Oct 1946より、設備能力。

石灰窒素—B項は一五年末能力。

過燐酸石灰—"

カーバイト—"

硫酸—"

苛性ソーダ—"

ソーダ灰—"

アルコール—鑛山局釀酵工業課調、C項數字中には陸海軍培養ブタノール轉換工場設備能力一四一、二〇〇軒あり、E項數字中にも同じく一三三、六〇〇軒を含んで居る。尙ブタノール轉換工場は終戦後再轉換の爲一三三、六〇〇軒の能力を減じた。設備能力を示す。

脂肪酸—生活物資局日用品一課調、設備能力。

石鹼—"

セメント—化學局化政課調査調、ポートランドセメント設備能力を示す。B項は一五年末能力

板硝子——板硝子工業會調、設備能力。

ゴム——日本ゴム工業協同組合連合會調、設備能力、ABC各は年度末能示を示す。アウトサ

イダーの製造能力を含みます。

皮革——製革工業會調、製革設備能力、原皮一枚革仕上り三〇疋として換算せるもの。

人絹糸——日本纖維連合會調、設備能力、(全國)

スフ——"

綿スフ紡績——"

梳毛——"

紡毛——"

絹紡——"

麻紡——"

綿織物——"

絹、人絹織物——"

毛織物——"

人絹パルプ——紙及パルプ協會調、設備能力、レーヨンパルプA、同B、同Cを含む。

製紙パルプ——" 亞硫酸パルプ、碎木パルプ、クラフトパルプ、ソーダパ

ルプ其他製紙用雜パルプを含む。

洋紙——" 一般用紙、新聞卷取紙、クラフト紙を含む。

板紙——" "

(二) 運輸省關係（運輸省鐵道總局調）

區分	昭和一九年末A			戰災後			被害B			被害率			工場數		
	設備能力(輛)	設備能力(輛)	設備能力(輛)	設備能力(輛)	設備能力(輛)	設備能力(輛)	B/A (%)	裁害前數	被害數	現在數	裁害前數	被害數	現在數		
蒸氣機關車	八二六	五九九	二二七	二七・五	一四	一一二	一四	一四	一四	一四	一四	一四	一四		
電氣機關車	二〇〇	一八二	一八	九・〇											
客車、電車	二、一五六	一、六二六	五三〇	二四・六											
貨車	一七、〇〇〇	一三、九四〇	三、〇六〇	一八・〇											

(註) すべて年産設備能力を示す。

附3. 昭和五年度及十年年度國富

昭和五年度國富内譯(内閣統計局調)

區分	官有(千円)	公有(千円)	私有(千円)	總額(千円)	百分比(%)
總額	三, 四九, 三三三	四, 六五, 一八八	二, 〇八, 三四四	一〇, 二一, 八六五	100.00
土地	三, 三五, 〇四八	一, 四三, 三三三	五, 五三, 六六五	四, 〇九, 三〇六	三九.九
礦山	四, 九三三	—	六, 四九, 七九九	六, 四九, 七九九	六.四
港灣及運河	二, 四七, 三二六	九四, 六三三	一, 二九四	三, 四三, 二五三	三.三
橋梁	一〇, 一三, 四四	四, 五二, 七三三	—	一四, 六六, 一七七	一.四
樹木	二, 二八, 五四六	五, 四三, 四〇〇	四, 〇四, 八〇九	六, 七〇, 八二五	六.六
家畜及家禽	三, 三, 四五六	一, 九	三, 三, 七三三	三, 三, 七三三	三.三
工業用機械器具	八八七, 五四五	一, 三三, 三〇〇	二〇, 七三, 四〇〇	二二, 九四, 二五〇	二.二
鐵道及軌道	一, 一〇, 一六〇	—	一, 六四, 三三三	一, 八四, 三九三	一.八
諸車及航空機	二, 三五, 三三三	一, 三六, 一〇一	五, 五三, 一〇一	三, 五九, 一三六	三.五
船	三, 四六, 八九二	一七, 〇五二	三, 九三, 三三〇	六, 六〇, 二七四	六.四
電氣及瓦斯供給設備	一, 〇四, 八六七	九, 五八	一, 〇〇, 七九八	二, 〇五, 一六三	二.〇
電信及電話設備	六, 三三二	三九, 一五	一, 六九, 四八二	一, 九五, 〇四九	一.九
水道施設	一, 五二, 九〇三	—	三, 三〇〇	一, 九一, 一〇三	一.九
所藏財貨	八三, 四八五	三, 〇〇, 六〇九	六, 二三五	三, 三三, 七一九	三.三
家具財	五, 四三, 一九四	三, 〇〇, 六〇九	二, 六九, 三三六	一, 一八, 一四〇	一.一

區分	官有(千円)	公有(千円)	私有(千円)	總額(千円)	百分比(%)
總額	三, 〇三	四, 〇	八, 〇六	一〇〇.〇	100.00
生產品	—	—	五, 一六, 一七五	五, 一六, 一七五	五.一
鑄貨及金銀地金	—	—	九六, 六四三	九六, 六四三	〇.九
雜貨	三, 〇三, 一六〇	一四, 一〇一	一八, 一三三	二, 二五, 〇五五	二.二
對外債權債務差額	一三〇, 五六八	一〇〇, 三三九	六三, 五五九	一, 九一, 五九二	一.九

昭和十年年度國富内譯(内閣統計局調)

區分	官有(千円)	公有(千円)	私有(千円)	總額(千円)	百分比(%)
總額	二五, 一四, 八九二	六, 七五, 三四一	一〇, 一三, 三四四	四二, 〇三, 五七七	100.00
土地	二, 四〇, 三三三	二, 〇四, 五七七	三, 三六, 一七三	七, 八〇, 〇八三	一八.六
礦山	六, 一八五	—	九, 九八, 九三九	一〇, 〇五, 一二四	二.四
港灣及運河	三, 四一, 七四四	一〇, 九, 六九九	二, 二九	四, 五三, 〇三二	一.一
橋梁	一, 五三, 三三六	七, 一, 〇六〇	—	八, 六四, 四〇〇	二.〇
樹木	一, 七五, 一〇五	一, 〇四, 五六〇	四, 一六, 六三三	六, 九五, 二九八	一.六
家畜及家禽	三〇, 九六一	三, 四一	四, 〇〇, 〇九二	三, 四四, 四六四	〇.八
工業用機械器具	一, 四四, 八八八	一, 七七, 八四三	二, 三, 六八八	五, 四六, 四一九	一.三
鐵道及軌道	二, 六八, 二六八	一, 五, 三三六	二, 七九, 四四四	六, 〇三, 〇四八	一.四
諸車及航空機	四, 五, 〇五八	四, 一, 三三六	三, 九, 六六六	一二, 四, 〇六〇	〇.三
船	二, 一〇, 一七四	一〇, 三六〇	六, 四, 八九二	三, 〇五, 〇二六	〇.七
電氣及瓦斯供給設備	八三, 三三五	三, 八二二	二, 六, 五三六	九, 〇, 一九三	〇.二

項目	△	△	△	△	△	△
電信及電話設備	四三、八〇六	三、三〇〇	二、二二五	五三、〇九七	〇・四三	
水道設備	一、〇四七	五、二〇五	四、四三三	五三、五六五	〇・四七	
所藏財貨	九六、〇〇九	四四、八七四	三、六二一、五七五	三、〇六、四八八	八、五九	
家具財貨	六三、三三三	四四、五五五	三、四六、六四〇	三、五三、五八八	二〇・八八	
生産財貨	三六、八四六	一、三三九	七、五二、六九	八、〇九、七四	六・五二	
鑄貨及金銀地金	二九、〇七九	一、八二二	一、四三三、三三	一、四三、二二	一・二五	
雜	三〇、九二二	二、六三二	一、〇一、四二	三、五三、三三	二・八五	
對外債權債務差額	△	△	△	△	△	
百分比	三・三	五・四	八・四	一〇〇・〇		

△印は債務超過を示す。

(備考) 上表中雜の項目に含まれてゐるものは工作物、兵器(航空機を含む、但し艦艇は船舶の項目中に含ましめあり)工業用以外の機器、圖書館博物館等の所藏品である。

後記

一、「我國經濟の戰爭被害」が出来るまで

昭和二年七月一四日 經濟安定本部總裁官房調査課に於て今次戰爭による我國富喪失額の算定を行ふことを決定、これに基き直ちに「戰爭被害調査要領」の試案を作成部内關係各方面に配付す。

七月一九日 部内各部の意見を取纏め「戰爭被害調査要領(案)」を作成し關係各官廳に送付す。

七月二五日 統計委員會に於て經本調査擔當官より本調査實施に關する報告を行ひ了解を得る。

七月二九日 經本に於て戰爭被害調査第一回關係官廳打合會を開催し調査對象及各官廳の調査分擔を決定す。被害額の評價基準については後日の小委員會に一任することす。資料として經本調査課より「歐洲主要國の戰爭被害について」を提出す。

七月三一日 第一回打合會の結果に基き「戰爭被害調査要領(修正案)」を作成關係各方面に送付す。

八月八日 經本幹部會に於て調査課長より本調査の趣旨につき説明を行ふ。

八月一一日 戰爭被害評價方法に關する小委員會を開催す。原則として豪價價格によることに決定したが具體的方法については意見纏らず。尙資料として經本より「昭和十年度に於ける國富及國民所得」及「昭和五年度國富額推計方法」を提出す。

八月一四日 戰爭被害調査第二回各官廳打合會を開催す。各官廳調査分擔項目を最終的に決定す。「評價基準」については大藏省國有財産局提示の案を參考として「戰爭被害國有財産評價基準」を作成し、公私有も原則としてこれにならふこととした。尙調査資料提出期日は九月一五日と一應決定す。

尙同日の定例次官會議の席上經本第一副長官より本調査實施の趣旨につき説明を行ひ關係各官廳の協力を要請す
八月一六日 第二回會議に於て決定した「戰爭被害調査要領」を取纏め前記「國有財産評價基準」と共に關係各方面に送付す。

九月一七日 戰爭被害調査第三回打合會を開催す。各省より經濟安定本部に調査資料提出す。未提出分については夫々中間報告あり、大藏省國有財産については同省國有財産局九月一三日の火災により整理中の資料全部焼失の爲再調査を行ふこととなる。この爲資料提出期限は一ヶ月延長することに決定す。

十一月九日 「國富被害」の假集計の結果判明す。

十一月一〇日 「戰爭被害調査第四回打合會」を開催す。經本調査擔當官の集計結果の報告の後検討を加へた結果、一部評價に不適當なる點が認められ、この點を經本に於て再検討の上評價の仕直しをすることとし散會す。

尙資料として經本より「戰爭被害資料(未定稿)」を提出す。

十二月二三日 集計完了、本資料完成。「我國の戰爭被害」完成。

昭和二十三年一月三十一日 「戰爭被害調査第五回(最終)打合會」を開催す。

● 經本調査課より「我國の戰爭被害(拔萃)」を提出課長より説明を行ふ。

二月一日 「我國の戰爭被害」(第一部)改訂増補成る。

二月二九日 「我國の戰爭被害」(第二部)を全面的に改訂す。

尙報告書の題名を「我國經濟の戰爭被害」と改む。

三月一日 「我國經濟の戰爭被害」發表。

附、本調査關係機關名及び關係者氏名一覽表

二、戰爭被害調査取纏擔當機關名

總理廳

“ 大臣官房會計課

“ 戰災復興院計畫局土木課

“ 建築局監督課

“ 經濟安定本部總裁官房調査課

“ 內務省大臣官房會計課

“ 國土局河川課

“ 道路課

“ 警保局通信課

“ 外務省總務局政務局

“ 大藏省大臣官房文書課

“ 司法省大臣官房會計課

“ 文部省調査局統計課

“ 厚生省大臣官房總務課

“ 農林省統計調査局總務課

商工省調查統計局統計二課
 運輸省大臣官房企畫課
 逓信省總務局總務課
 最高裁判所事務局會計課
 官內府長官官房文書課
 損害保險中央會總務部

三、戰爭被害調查關係者氏名

總理廳

大臣官房會計課

戰災復興院計畫局土木課

建築局監督課

經濟安定本部總裁官房調査課

統計課

建設局建築課

統計局人口部

集計第一課

統計委員會事務局審査課

總務課

內務省大臣官房會計課

國土局 道路課

河川課

警保局 通信課

外務省總務局政務課

大藏省大臣官房文書課

國有財産局第一管理課

文部省調查局統計課

教育施設局施設課

厚生省大臣官房總務課

農林省統計調査局總務課

農林省統計調査局總務課

總理廳技官 西田竹治
 總理廳事務官 伊藤令一
 總理廳技官 寺島重雄
 水谷憲爾
 長 索連
 大來 佐武郎
 後 藤 馨之助
 內山 諫
 小川 潤太
 山中 四郎

總理廳技官 本城和彦
 友安亮一
 金子 皓
 內藤 勝
 後藤 憲平
 飯田 晴
 小宮 喜吉
 湯澤 弘一
 島崎 作次
 佐藤 正直
 中川 融
 河合 俊三
 植松 守雄
 村田 保三
 村 幸三
 岩倉 武嗣
 栗山 幸三
 館 稔
 大村 要
 農林技官 及川知行

商工省調查統計局統計二課

“ “ “

運輸省大臣官房企畫課

“ “ “

鐵道總局總務局總務課

“ 海運總局總務室

“ 陸運監理局自動車部總務課

“ 中央氣象臺會計課

“ “

逓信省總務局總務課

最高裁判所事務局會計課

官內府長官之房文書課

損害保險中央會總務部

〔課長〕

商工事務官

岩武照彦

“ 山崎泉

〔課長〕

運輸事務官

安西道正

“ 高杉誠

“ 石橋虎雄

“ 鹽川滿雄

“ 林剛司

“ 風間幸之助

“ 平尾益雄

逓信事務官 增田誠三

裁判所事務官 高橋友吉

官內府事務官 高久要

〔部長〕

南恒郎